

告示

埼玉県告示第千三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
伊奈中央薬局	北足立郡伊奈町小室一〇〇五 一―一	株式会社エスシーグループ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年四月一日
調剤薬局マツモトキヨシ 伊奈店	北足立郡伊奈町小室七八九 ―三四	株式会社マツモトキヨシ アーマシーズ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年一月一日
オレンジ薬局 上野本店	東松山市上野 一―二二七―	井上 辰憲	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和三年十月一日